

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料				
区分			金額（円）	
建築物	評価方法	床面積の合計 ※ 2	新築申請	変更申請
			（直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む）	（直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る）
非住宅	標準入力法等	300平方メートル未満	263,400	132,400
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	329,900	165,700
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	425,800	213,600
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	607,600	304,500
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	748,300	374,900
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	884,400	442,900
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,008,900	505,200
		50,000平方メートル以上	1,257,900	629,700
	モデル建物法	300平方メートル未満	101,000	51,200
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	128,500	64,900
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	169,100	85,300
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	273,500	137,500
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	357,000	179,200
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	428,900	215,200
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	503,200	252,300
		50,000平方メートル以上	651,600	326,500
		300平方メートル未満	11,300	6,400
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,400	10,400

	登録住宅性能評価機関等※1が誘導基準に適合すると認めたもの	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	31,400	16,400
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	93,300	47,400
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	147,400	74,400
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	186,100	93,800
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	232,500	117,000
		50,000平方メートル以上	325,300	163,400
一戸建ての住宅	性能基準	200平方メートル未満	39,900	20,700
		200平方メートル以上	44,600	23,000
	誘導仕様基準	200平方メートル未満	20,600	11,000
		200平方メートル以上	22,100	11,800
	登録住宅性能評価機関等※1が誘導基準に適合すると認めたもの		5,900	3,700
共同住宅等 (一戸建て住宅以外の住宅)	性能基準	300平方メートル未満	80,200	40,800
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	133,500	67,500
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	227,100	114,300
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	325,300	163,400
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	640,100	320,700
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,131,900	566,600
		50,000平方メートル以上	2,080,000	1,040,700
	誘導仕様基準※3	300平方メートル未満	38,400	19,900
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	66,200	33,800
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	119,600	60,500
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	180,700	91,100

		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	331,500	166,400
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	560,400	280,900
		50,000平方メートル以上	982,600	492,000
	登録住宅性能評価機関等※1が誘導基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満	11,300	6,400
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,700	12,600
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	52,300	26,900
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	93,300	47,400
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	149,800	75,500
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	226,300	113,900
		50,000平方メートル以上	343,100	172,200
複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）		非住宅部分の評価方法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額		

※1 「登録住宅性能評価機関等」とは、次に掲載する場合の区分に応じて定める者をいいます。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ・非住宅建築物に係る認定等の場合 | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 |
| ・一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関 |
| ・複合建築物に係る認定等の場合 | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 |

※2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

※3 「誘導仕様基準」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいいます。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準